

|                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 第50号（令和2年10月23日発行） | 発行日 5日、15日、25日    |
| <h1>横浜市報</h1>      | 発行所               |
|                    | 横浜市役所             |
|                    | 横浜市中区本町6丁目50番地の10 |

目 次

頁

**【規則】**

- △ 横浜市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則【道路局交通安全・自転車政策課】 4

**【告示】**

- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 5
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 7
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 8
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 10
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 12
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 14
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局こころの健康相談センター】 15
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局こころの健康相談センター】 17
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止【健康福祉局こころの健康相談センター】 18
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退【健康福祉局こころの健康相談センター】 19
- △ 横浜市屋外広告物条例に基づく指定区域及び当該区域の基準の一部改正【都市整備局景観調整課】 20
- △ 横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局管財第一課】 21

**【公告】**

- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民協働推進課】 22
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民協働推進課】 24
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 26
- △ 横浜市消費生活総合センターの指定管理者の指定の変更【経済局消費経済課】 28
- △ 青少年施設の指定管理者の指定の変更【こども青少年局青少年育成課】 29
- △ 横浜市青少年野外活動センターの指定管理者の指定の変更【こども青少年局青少年育成課】 30
- △ 横浜こども科学館の指定管理者の指定の変更【こども青少年局青少年育成課】 31
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】 32
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壌環境課】 33
- △ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】 34
- △ 排水設備指定工事店の指定の取消し【環境創造局管路保全課】 35
- △ 横浜国際港都建設計画区域区分等の市素案に係る公聴会の中止【建築局都市計画課】 36
- △ 建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】 37

】

|       |   |    |
|-------|---|----|
| △     | 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】                 | 38 |
| △     | 同【建築局調整区域課】                             | 39 |
| △     | 同【建築局調整区域課】                             | 40 |
| △     | 同【建築局調整区域課】                             | 41 |
| △     | 同【建築局調整区域課】                             | 42 |
| △     | 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】             | 43 |
| △     | 同【建築局市街地建築課】                            | 44 |
| △     | 同【建築局調整区域課】                             | 45 |
| △     | 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】              | 46 |
| △     | 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】            | 47 |
| △     | 同【建築局建築指導課】                             | 48 |
| △     | 同【建築局建築指導課】                             | 49 |
| △     | 同【建築局建築指導課】                             | 50 |
| △     | 横浜市港湾施設の指定管理者の指定の変更【港湾局物流運営課】           | 51 |
| 【区告示】 |   |    |
| △     | 認可地縁団体の告示事項の変更【神奈川区地域振興課】               | 53 |
| △     | 地縁による団体の認可【保土ヶ谷区地域振興課】                  | 54 |
| △     | 同【保土ヶ谷区地域振興課】                           | 55 |
| 【区公告】 |   |    |
| △     | 漂流物（沈没品）の引渡し【鶴見区総務課】                    | 56 |
| △     | 横浜市今井地区センター等の指定管理者の指定の変更【保土ヶ谷区地域振興課】    | 57 |
| △     | 横浜市港南台地域ケアプラザ等の指定管理者の指定【港南区福祉保健課】       | 58 |
| △     | 横浜市港南区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定【港南区福祉保健課】       | 59 |
| △     | 横浜市港南区地区センターの指定管理者の指定の変更【港南区地域振興課】      | 60 |
| △     | 横浜市港南スポーツセンターの指定管理者の指定の変更【港南区地域振興課】     | 61 |
| △     | 老人福祉センター横浜市蓬莱荘の指定管理者の指定の変更【港南区地域振興課】    | 62 |
| △     | 港南台北公園こどもログハウスの指定管理者の指定の変更【港南区地域振興課】    | 63 |
| △     | 横浜市港南区民文化センターの指定管理者の指定の変更【港南区地域振興課】     | 64 |
| △     | 横浜市金沢地区センター等の指定管理者の指定の変更【金沢区地域振興課】      | 65 |
| △     | 横浜市金沢スポーツセンターの指定管理者の指定の変更【金沢区地域振興課】     | 66 |
| △     | 老人福祉センター横浜市晴嵐かなざわの指定管理者の指定の変更【金沢区地域振興課】 | 67 |
| △     | 富岡八幡公園こどもログハウスの指定管理者の指定の変更【金沢区地域振興課】    | 68 |
| △     | 横浜市泉スポーツセンターの指定管理者の指定の変更【泉区地域振興課】       | 69 |
| △     | 横浜市泉区民文化センターの指定管理者の指定の変更【泉区地域振興課】       | 70 |
| △     | 老人福祉センター横浜市泉寿荘の指定管理者の指定の変更【泉区地域振興課】     | 71 |
| △     | 横浜市いずみ台公園こどもログハウスの指定管理者の指定の変更【泉区地域振興課】  | 72 |
| 【消防局】 |   |    |
| △     | 職員の懲戒処分【人事課】                            | 73 |
| △     | 同【人事課】                                  | 74 |
| 【交通局】 |   |    |
| △     | 横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正【路線計画課】               | 75 |
| △     | 職員の懲戒処分【人事課】                            | 78 |
| 【市会】  |   |    |
| △     | 令和2年第3回市会定例会会議事項（第1日）【議事課】              | 79 |
| △     | 令和2年第3回市会定例会会議事項（第2日）【議事課】              | 82 |

|                              |    |
|------------------------------|----|
| △ 令和2年第3回市会定例会会議事項（第3日）【議事課】 | 83 |
| △ 令和2年第3回市会定例会会議事項（第4日）【議事課】 | 89 |

---

規 則

---

横浜市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月23日

横浜市長 林 文 子

横浜市規則第70号

横浜市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和60年8月横浜市規則第66号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

|               |
|---------------|
| 東神奈川駅東口自転車駐車場 |
|---------------|

」

を

「

|               |
|---------------|
| 東神奈川駅東口自転車駐車場 |
|---------------|

|                 |
|-----------------|
| 東神奈川駅東口第二自転車駐車場 |
|-----------------|

」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

## 告 示

## 横 浜 市 告 示 第 712 号

## 生 活 保 護 法 に 基 づ く 医 療 機 関 の 指 定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和2年10月23日

横 浜 市 長 林 文 子

## 1 診 療 所 又 は 薬 局

| 指 定 年 月 日        | 名 称                                  | 所 在 地                            |
|------------------|--------------------------------------|----------------------------------|
| 令 和 2 年 5 月 11 日 | 青 木 医 院                              | 金 沢 区 洲 崎 町 5 番<br>8 号           |
| 令 和 2 年 6 月 1 日  | イ オ ッ ク ス 薬 局 新 子 安<br>店             | 神 奈 川 区 新 子 安 一<br>丁 目 33 番 15 号 |
| 同                | か と う 内 科 ク リ ニ ッ ク                  | 中 区 太 田 町 5 丁 目<br>61 番 地 の 1    |
| 同                | ワ キ タ 産 婦 人 科 p l u<br>s             | 青 葉 区 藤 が 丘 二 丁<br>目 31 番 地 の 20 |
| 令 和 2 年 6 月 20 日 | 訪 問 薬 局 横 浜 さ く ら                    | 南 区 宮 元 町 2 丁 目<br>32 番 地        |
| 令 和 2 年 7 月 1 日  | こ と ぶ き 薬 局 綱 島 店                    | 港 北 区 綱 島 西 二 丁<br>目 14 番 1 号    |
| 令 和 2 年 7 月 25 日 | 菊 名 調 剤 薬 局                          | 港 北 区 錦 が 丘 16 番<br>16 号         |
| 令 和 2 年 8 月 1 日  | 港 南 台 歯 科 口 腔 外 科 ク<br>リ ニ ッ ク       | 港 南 区 港 南 台 五 丁<br>目 23 番 30 号   |
| 同                | 日 吉 本 町 歯 科                          | 港 北 区 日 吉 本 町 三<br>丁 目 43 番 27 号 |
| 同                | あ お ば 胃 腸 内 科 ク リ ニ<br>ッ ク           | 青 葉 区 つ つ じ が 丘<br>24 番 地 の 58   |
| 令 和 2 年 9 月 1 日  | 横 浜 静 脈 瘤 ク リ ニ ッ ク                  | 西 区 北 幸 一 丁 目 2<br>番 13 号        |
| 同                | 江 川 整 形 外 科 ・ リ ハ ビ<br>リ テ ー シ ョ ン 科 | 中 区 長 者 町 8 丁 目<br>135 番 地       |
| 同                | 誠 友 ク リ ニ ッ ク                        | 中 区 山 下 町 224 番<br>地 の 2         |
| 同                | ま え ざ わ 内 科 ク リ ニ ッ                  | 南 区 吉 野 町 3 丁 目                  |

|   |               |                   |
|---|---------------|-------------------|
|   | ク             | 7番地の17            |
| 同 | ハックドラッグ横浜星川薬局 | 保土ヶ谷区川辺町2番地の1     |
| 同 | ゆずりはクリニック     | 保土ヶ谷区峰岡町1丁目13番地の1 |
| 同 | ななほし薬局日吉店     | 港北区箕輪町一丁目24番9号    |

2 指定訪問看護事業者

| 指定年月日    | 事業者の名称             | 主たる事務所の所在地       | 訪問看護ステーション等の名称     | 訪問看護ステーション等の所在地 |
|----------|--------------------|------------------|--------------------|-----------------|
| 令和2年8月1日 | 藏方ホームアンドケアサービス株式会社 | 保土ヶ谷区帷子町2丁目51番地  | くらかた訪問看護リハビリステーション | 保土ヶ谷区帷子町2丁目51番地 |
| 同        | 株式会社ファーストナース       | 東京都港区新橋2丁目12番16号 | 訪問看護ステーションあやめ横浜旭   | 旭区中希望が丘146番地の13 |
| 同        | 有限会社リラローズ          | 戸塚区秋葉町266番地の66   | 訪問看護ステーションこころ      | 栄区桂台西二丁目23番1号   |

横 浜 市 告 示 第 713 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和2年10月23日

横 浜 市 長 林 文 子

| 指 定 年 月<br>日        | 氏 名     | 名 称                                     | 所 在 地                            |
|---------------------|---------|---|----------------------------------|
| 令 和 2 年<br>8 月 1 日  | 安 村 幸 雄 | 水 口 接 骨 院                               | 鶴 見 区 佃 野 町 10 番<br>6 号          |
| 令 和 2 年<br>9 月 1 日  | 塩 島 有 紗 | 鍼 灸 マ ッ サ ー ジ<br>か ら だ の 窓 口 n<br>i k o | 港 北 区 菊 名 一 丁 目<br>9 番 18 号      |
| 令 和 2 年<br>10 月 1 日 | 堺 野 俊 希 | 悠 花 堂 は り 灸 院                           | 青 葉 区 青 葉 台 二 丁<br>目 2 番 地 の 5   |
| 同                   | ト 部 成 彦 | ウ エ ル ネ ス マ ッ<br>サ ー ジ 鍼 灸 院            | 青 葉 区 あ ざ み 野 二<br>丁 目 1 番 地 の 1 |
| 同                   | 村 上 樹 希 | ゆ う き 堂 青 葉 治<br>療 院                    | 青 葉 区 梅 が 丘 12 番<br>地 の 12       |
| 同                   | 八 代 望   | 戸 塚 西 口 あ お ば<br>整 骨 院                  | 戸 塚 区 戸 塚 町 50 番<br>地 の 8        |
| 同                   | 斎 藤 未 樹 | さ く ら 鍼 灸 マ ッ<br>サ ー ジ 院                | 栄 区 笠 間 一 丁 目 5<br>番 1 号         |

横浜市告示第714号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年10月23日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

| 変更年月日          | 名称           | 所在地             |
|----------------|--------------|-----------------|
| 令和元年<br>10月21日 | 日本調剤中山駅前薬局   | (新)緑区中山四丁目41番1号 |
|                |              | (旧)緑区中山町157番地   |
| 令和2年<br>8月1日   | (新)きらり薬局菊名店  | 港北区菊名四丁目2番8号    |
|                | (旧)小川薬局      |                 |
| 同              | (新)きらり薬局東戸塚店 | 戸塚区品濃町543番地の4   |
|                | (旧)おーちゃん薬局   |                 |
| 令和2年<br>8月15日  | (新)小田薬局中山店   | 緑区中山三丁目34番39号   |
|                | (旧)小田薬局      |                 |

2 変更訪問看護事業者等

| 変更年月日         | 事業者の名称         | 主たる事務所の所在地          | 訪問看護ステーション等の名称        | 訪問看護ステーション等の所在地 |
|---------------|----------------|---------------------|-----------------------|-----------------|
| 令和2年<br>6月15日 | 悠の木株式会社        | 磯子区原町1番21号          | 悠の木訪問看護ステーション         | (新)磯子区原町6番15号   |
|               |                |                     |                       | (旧)磯子区原町1番21号   |
| 令和2年<br>7月1日  | 株式会社クラスターメディカル | (新)戸塚区川上町87番地の4     | とまと訪問看護リハビリステーション戸塚平戸 | 戸塚区平戸一丁目3番21号   |
|               |                | (旧)戸塚区平戸町1,212番地の62 |                       |                 |
| 令和2年<br>7月7日  | 株式会社フオワード      | (新)緑区竹山四丁目1番地の3     | しろかも訪問看護リハビリステーション    | 緑区白山二丁目15番5号    |
|               |                | (旧)保土ヶ谷区新桜ヶ丘二丁目10番  |                       |                 |



|              |                            |                          |                               |                            |
|--------------|----------------------------|--------------------------|-------------------------------|----------------------------|
|              |                            | 16号                      |                               |                            |
| 令和2年<br>8月1日 | 株式会社 N<br>E X T F<br>L O W | 東京都港区<br>芝5丁目16<br>番5号   | (新) N E X T<br>F L O W        | 都筑区中川一<br>丁目17番12号         |
|              |                            |                          | (旧) ネクスト訪<br>問看護ステー<br>ションつづき |                            |
| 令和2年<br>9月1日 | 株式会社 H<br>I t o L a<br>b . | 東京都新宿<br>区若葉1丁<br>目22番地1 | 人見訪問看護<br>リハビリステ<br>ーション      | (新) 都筑区仲町<br>台一丁目7番<br>18号 |
|              |                            |                          |                               | (旧) 都筑区仲町<br>台一丁目28番<br>7号 |

横浜市告示第 715 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年10月23日

横浜市長 林 文 子

| 変更年月日          | 氏 名     | 名 称               | 所 在 地               |
|----------------|---------|-------------------|---------------------|
| 平成30年<br>11月1日 | 久 保 秀 之 | こころ港南はり<br>きゅう治療院 | (新) 磯子区洋光台三丁目36番21号 |
|                |         |                   | (旧) 港南区日野八丁目8番11号   |
| 同              | 酒 井 貴 史 | 同                 | (新) 磯子区洋光台三丁目36番21号 |
|                |         |                   | (旧) 港南区日野八丁目8番11号   |
| 同              | 佐々木 基 成 | 同                 | (新) 磯子区洋光台三丁目36番21号 |
|                |         |                   | (旧) 港南区日野八丁目8番11号   |
| 同              | 仙洞田 幸 菜 | 同                 | (新) 磯子区洋光台三丁目36番21号 |
|                |         |                   | (旧) 港南区日野八丁目8番11号   |
| 同              | 竹 内 寛 平 | 同                 | (新) 磯子区洋光台三丁目36番21号 |
|                |         |                   | (旧) 港南区日野八丁目8番11号   |
| 同              | 田 中 英 男 | 同                 | (新) 磯子区洋光台三丁目36番21号 |
|                |         |                   | (旧) 港南区日野八丁目8番11号   |
| 同              | 安 田 由美子 | 同                 | (新) 磯子区洋光台三丁目36番21号 |
|                |         |                   | (旧) 港南区日野八丁目8番11号   |
| 同              | 山 口 淳   | 同                 | (新) 磯子区洋光台三         |

|  |  |                                 |
|--|--|---------------------------------|
|  |  | 丁 目 36 番 21 号                   |
|  |  | (旧) 港 南 区 日 野 八 丁<br>目 8 番 11 号 |

横浜市告示第716号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年10月23日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

| 廃止年月日      | 名称                   | 所在地              |
|------------|----------------------|------------------|
| 令和元年12月31日 | 山本薬局                 | 青葉区榎が丘5番地の5      |
| 令和2年3月31日  | 富士薬局                 | 神奈川区大口通140番地の2   |
| 令和2年5月10日  | 青木医院                 | 金沢区洲崎町5番8号       |
| 令和2年5月31日  | かとう内科クリニック           | 中区尾上町3丁目39番地     |
| 令和2年6月19日  | 訪問薬局横浜さくら            | 南区睦町1丁目7番地の1     |
| 令和2年6月30日  | ことぶき薬局綱島店            | 港北区綱島西二丁目14番1号   |
| 同          | 医療法人社団公朋会輝の杜クリニック    | 瀬谷区五貫目町10番地の38   |
| 令和2年7月1日   | 有限会社上永谷薬局上郷店         | 栄区野七里一丁目4番24号    |
| 令和2年7月24日  | 菊名調剤薬局               | 港北区錦が丘16番14号     |
| 令和2年7月31日  | 港南台歯科口腔外科クリニック       | 港南区港南台五丁目23番30号  |
| 同          | 医療法人社団親和会日吉本町さくらんぼ歯科 | 港北区日吉本町三丁目43番27号 |
| 同          | あおば胃腸内科クリニック         | 青葉区しらとり台2番地の10   |
| 令和2年8月11日  | やんべ小児科               | 旭区白根四丁目1番17号     |
| 令和2年8月20日  | あさひ薬局二俣川店            | 旭区二俣川1丁目5番地の5    |

|           |                     |                    |
|-----------|---------------------|--------------------|
| 令和2年9月7日  | こどもの国眼科             | 青葉区奈良一丁目13<br>番地の9 |
| 令和2年9月30日 | 医療法人社団翠心会<br>おさく皮膚科 | 西区藤棚町1丁目<br>120番地  |

横浜市告示第 717 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年10月23日

横浜市長 林 文 子

| 廃止年月日         | 氏 名     | 名 称                      | 所 在 地              |
|---------------|---------|--------------------------|--------------------|
| 令和2年<br>7月31日 | 稲 毛 博 之 | 鍼灸マッサージ<br>治療室アシスト<br>ケア | 港南区港南台四丁<br>目7番29号 |

横浜市告示第718号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和2年10月23日

横浜市長 林 文子

| 更新年月日     | 医療機関名              | 所在地                | 担当する医療の種類 |
|-----------|--------------------|--------------------|-----------|
| 令和2年8月1日  | 訪問看護ステーション 芍薬青葉    | 青葉区藤が丘二丁目37番地の1    | 訪問看護      |
| 令和2年10月1日 | まこと心のクリニック         | 中区不老町1丁目5番地の11     | 病院及び診療    |
| 同         | 医療法人社団すみれ会 小林クリニック | 都筑区すみれが丘38番地の31    | 同         |
| 同         | リフレ瀬谷クリニック         | 瀬谷区中屋敷一丁目24番地の1    | 同         |
| 同         | 有限会社京町薬局 新桜ヶ丘店     | 保土ヶ谷区新桜ヶ丘二丁目24番12号 | 薬局        |
| 同         | ハックドラッグ 鶴ヶ峰薬局      | 旭区鶴ヶ峰二丁目82番地の1     | 同         |
| 同         | 白根薬局               | 旭区白根四丁目33番1号       | 同         |
| 同         | カシワバ薬局 馬車道店        | 中区尾上町5丁目75番地の2     | 同         |
| 同         | 訪問薬樹薬局 保土ヶ谷        | 保土ヶ谷区釜台町44番16号     | 同         |
| 同         | クリア調剤薬局            | 金沢区富岡西六丁目18番23号    | 同         |
| 同         | えがお薬局 長津田店         | 緑区長津田五丁目4番1号       | 同         |
| 同         | 訪問薬樹薬局 瀬谷          | 瀬谷区瀬谷四丁目30番地の29    | 同         |
| 同         | ひらもと南薬局            | 瀬谷区瀬谷四丁目5番地の7      | 同         |
| 同         | スギ薬局 新橋町店          | 泉区新橋町678番地の1       | 同         |

|   |                        |                     |      |
|---|------------------------|---------------------|------|
| 同 | うしおだ訪問看護<br>ステーション     | 鶴見区矢向一丁目<br>5番26号   | 訪問看護 |
| 同 | しんしあ訪問看護<br>リハビリステーション | 磯子区上中里町75<br>2番地の1  | 同    |
| 同 | 和み訪問看護ステ<br>ーション       | 旭区下川井町2,32<br>6番地の9 | 同    |



横 浜 市 告 示 第 719 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 精 神 通 院 医 療 )  
 の 変 更

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 精 神 通 院 医 療 ) か ら 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 長 林 文 子

| 変 更 年 月<br>日        | 医 療 機 関 名                                 | 所 在 地                             | 担 当 す る 医<br>療 の 種 類 |
|---------------------|---|-----------------------------------|----------------------|
| 令 和 2 年<br>6 月 29 日 | (新)まごころ薬局<br>踊場店                          | 戸 塚 区 汲 沢 一 丁 目<br>1 番 15 号       | 薬 局                  |
|                     | (旧)賛光薬局                                   |                                   |                      |
| 令 和 2 年<br>6 月 29 日 | (新)まごころ薬局<br>都 筑 店                        | 都 筑 区 北 山 田 二 丁<br>目 17 番 3 号     | 同                    |
|                     | (旧)たから薬局 都<br>筑 店                         |                                   |                      |
| 令 和 2 年<br>9 月 1 日  | 人見訪問看護リハ<br>ビリステーション                      | (新)都 筑 区 仲 町 台 一<br>丁 目 7 番 18 号  | 訪 問 看 護              |
|                     |   | (旧)都 筑 区 仲 町 台 一<br>丁 目 28 番 7 号  |                      |
| 令 和 2 年<br>10 月 1 日 | 横 浜 市 泉 区 医 師 会<br>訪 問 看 護 ス テ ー シ<br>ョ ン | (新)泉 区 和 泉 中 央 北<br>五 丁 目 1 番 5 号 | 同                    |
|                     |   | (旧)泉 区 中 田 北 一 丁<br>目 9 番 8 号     |                      |

横 浜 市 告 示 第 720 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から、次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年10月23日

横 浜 市 長 林 文 子

| 廃止年月日     | 医療機関名          | 所在地           | 担当する医療の種類 |
|-----------|----------------|---------------|-----------|
| 令和2年8月17日 | トキワ薬局          | 中区常盤町2丁目20番地  | 薬局        |
| 令和2年3月8日  | ココ第一薬局二俣川店     | 旭区二俣川1丁目43番地  | 同         |
| 令和2年9月30日 | 訪問看護ステーション 白朋苑 | 南区大岡五丁目14番21号 | 訪問看護      |

横 浜 市 告 示 第 721 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め  
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 精 神 通 院 医 療 )  
 の 指 定 の 辞 退

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 ( 平 成 17 年 法 律 第 123 号 ) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 ( 精 神 通 院 医 療 ) か ら 次 の と お り 指 定 の 辞 退 の 申 し 出 が あ っ た  
 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 長 林 文 子

| 辞 退 年 月<br>日        | 医 療 機 関 名                        | 所 在 地                            | 担 当 す る 医 療<br>の 種 類 |
|---------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------|
| 令 和 2 年<br>9 月 30 日 | 医 療 法 人 あ お い 会<br>杉 本 ク リ ニ ッ ク | 都 筑 区 中 川 中 央 一<br>丁 目 37 番 14 号 | 病 院 又 は 診 療<br>所     |

## 横 浜 市 告 示 第 722 号

横 浜 市 屋 外 広 告 物 条 例 に 基 づ く 指 定 区 域 及 び 当 該 区 域 の  
基 準 の 一 部 改 正

横 浜 市 屋 外 広 告 物 条 例 に 基 づ く 指 定 区 域 及 び 当 該 区 域 の 基 準 ( 令  
和 元 年 12 月 横 浜 市 告 示 第 368 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 長 林 文 子

本 文 た だ し 書 中 「 令 和 2 年 12 月 31 日 」 を 「 令 和 3 年 12 月 31 日 」 に  
改 め る 。

第 3 項 中 「 令 和 2 年 1 月 4 日 から 令 和 2 年 12 月 31 日 ま で 」 を 「 令  
和 2 年 1 月 4 日 から 令 和 3 年 12 月 31 日 ま で 」 に 改 め る 。

横浜市告示第723号

横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示（平成31年2月横浜市告示第102号）の一部を次のように改正し、令和2年10月25日から施行する。

令和2年10月23日

横浜市長 林 文子

第4項第1項アの表中

「

|       |   |     |    |
|-------|---|-----|----|
| 同 7号線 | 同 | 182 | 19 |
|-------|---|-----|----|

」

を

「

|       |   |     |    |
|-------|---|-----|----|
| 同 7号線 | 同 | 502 | 19 |
|-------|---|-----|----|

」

に改める。

第11項の表中

「

|       |            |           |
|-------|------------|-----------|
| 新山下地区 | 中区新山下一丁目ほか | 33,601    |
| 本牧ふ頭Ⅰ | 中区本牧ふ頭     | 767,438   |
| 本牧ふ頭Ⅱ | 同          | 1,335,273 |

」

を

「

|       |            |           |
|-------|------------|-----------|
| 新山下地区 | 中区新山下一丁目ほか | 33,518    |
| 本牧ふ頭Ⅰ | 中区本牧ふ頭     | 773,728   |
| 本牧ふ頭Ⅱ | 同          | 1,329,068 |

」

に改める。

公 告

横 浜 市 公 告 第 589 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 長 林 文 子

| 申 請 年 月 日           | 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称   | 代 表 者 の 氏 名 | 主 たる 事 務 所 の 所 在 地                | 定 款 に 記 載 さ れ た 目 的   |
|---------------------|---|-------------|-----------------------------------|---|
| 令 和 2 年<br>10 月 5 日 | 特 定 非 営 利 活 動 法 人 Y<br>O K O H A<br>M A T K M<br>ス ポ ー ツ &<br>へ ル ス ケ ア | 吉 岡 泰 男     | 戸 塚 区 戸 塚<br>町 116 番 地<br>の 15    | こ の 法 人 は 、<br>広 く 一 般 市 民<br>に 対 し て 、 ラ<br>グ ビ ー を シ ン<br>ボ ル と し た 、<br>ス ポ ー ツ の 普<br>及 ・ 振 興 推 進<br>事 業 を 行 い 、<br>ス ポ ー ツ 及 び<br>健 康 運 動 指 導<br>を 通 じ た 教 育<br>・ 雇 用 の 充 実<br>し た 地 域 社 会<br>づ く り と 健 康<br>社 会 の 増 進 に<br>寄 与 し 、 広 く<br>公 益 に 貢 献 す<br>る こ と を 目 的<br>と す る 。 |
| 令 和 2 年<br>10 月 7 日 | N P O 法 人<br>か す み そ う  | 真 崎 教 子     | 青 葉 区 奈 良<br>町 1,670 番<br>地 の 222 | こ の 法 人 は 、<br>障 が い 者 、 高<br>齢 者 、 病 弱 者<br>及 び 移 動 制 約<br>者 に 対 し て 、<br>移 動 や 外 出 を<br>支 援 す る 移 動   |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  | サービス（福祉有償運送）事業と外出支援助等の移動支援助事業そして外出をより楽しめるような情報の提供、自立した生活を支営めるよう支援助活動する地域福祉の増進に寄与する事を目的とする。 |
|--|--|--|--|

横浜市公告第 590 号

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定  
款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款の変更の認証の申請があった。

令和2年10月23日

横浜市 市長 林 文 子

| 申請年月日         | 特定非営利活動法人の名称       | 代表者の氏名  | 主たる事務所の所在地  | 定款に記載された目的                   |  |
|---------------|--------------------|---------|-------------|------------------------------|--|
| 令和2年<br>10月1日 | 特定非営利活動法人国際地域文化研究所 | 鹿 島 英 一 | 変<br>更<br>前 | 福岡県糸島市前原中央3丁目3番27号<br>- 806号 | 本会は、日本と近隣アジアを始めとする周辺の広範な諸地域との文化の差異に<br>関して、直接比較する調査研究<br>および速やかな広報活動と<br>特定多数の市民・団体を対象に<br>助言または支援・協力を<br>行い、冷戦構造の崩壊により<br>民族や宗教の対立が顕著な<br>多様化の21世紀において<br>異文化に属する者同士が<br>誤解に基づく鋭い文化<br>摩擦を回避して、安全に<br>共生・ |
|               |                    |         | 変<br>更<br>後 | 緑区竹山一丁目1番地の1                 |  |



|               |                       |      |                       |   |
|---------------|-----------------------|------|-----------------------|---|
|               |                       |      |                       | 共存できる社会の発展に寄与する。国際協力の増進に寄与する。公益的貢献を目的とする。                                   |
| 令和2年<br>10月7日 | 特定非営利<br>活動法人銀<br>河の子 | 内海祐太 | 鶴見区駒岡<br>五丁目1番<br>28号 | この法人は、子供や成人、高齢者に対して、英会話、子供英会話、音楽教室に関する事業を行い、子供の健全な成長や、社会教育の推進に寄与することを目的とする。 |

横浜市公告第 591 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年10月23日

横浜市長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

杉田駅東口再開発ビル  
磯子区杉田一丁目 100 番

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

プララ都市開発株式会社  
代表取締役 矢 代 登  
磯子区杉田一丁目17番1号  
ほか67者

(3) 変更しようとする事項

| 変更しようとする事項                    | 変 更 前   | 変 更 後  |
|-------------------------------|---|--|
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | 開店時刻 午前10時<br>ただし、年<br>240日は午<br>前9時<br>閉店時刻 午後9時<br>ただし、株<br>式会社東急<br>ストアは午<br>後10時30分 | 開店時刻 午前9時<br>閉店時刻 午後9時<br>(株式会社<br>東急ストア<br>は午後10時<br>30分) |
| 来客が駐車場を利用することができる時間帯          | 午前9時45分から午後10時45分まで<br>ただし、年240日は<br>午前8時45分から午後10時45分まで                                | 午前8時45分から午後10時45分まで  |

- (4) 変更する年月日  
令和2年10月1日
  - (5) 変更する理由  
営業計画変更のため
- 2 届出年月日  
令和2年9月30日
- 3 縦覧場所  
中区本町6丁目50番地の10  
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 592 号

横浜市消費生活総合センターの指定管理者の指定の変更  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に  
 基づき、横浜市消費生活総合センターの指定管理者の指定（平成28  
 年1月横浜市公告第11号）を次のように変更した。

令和2年10月23日

横浜市長 林 文 子

| 指定管理者          |                                | 指定の期間                      |
|----------------|--------------------------------|----------------------------|
| 所在地            | 名称                             |                            |
| 港南区上大岡西一丁目6番1号 | 公益財団法人横浜市消費者協会<br>理事長<br>阿 南 久 | 平成28年4月1日から<br>令和4年3月31日まで |

横浜市公告第 593 号

青少年施設の指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、青少年施設の指定管理者の指定（平成28年1月横浜市公告第974号）を次のように変更した。

令和2年10月23日

横浜市長 林 文 子

| 名 称                    | 指 定 管 理 者            |                                      | 指 定 の 期 間                      |
|------------------------|----------------------|--------------------------------------|--------------------------------|
|                        | 所 在 地                | 名 称                                  |                                |
| 横浜市野島<br>青少年研修<br>センター | 中区太田町<br>2丁目23番<br>地 | 公益財団法人よこ<br>はまユース<br>代表理事<br>大 向 哲 夫 | 平成28年4月1日<br>から令和4年3月<br>31日まで |
| 横浜市青少<br>年育成セン<br>ター   | 同                    | 同                                    | 同                              |

横 浜 市 公 告 第 594 号

横 浜 市 青 少 年 野 外 活 動 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定 の 変 更

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 青 少 年 野 外 活 動 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定 （ 平 成 28 年 1 月 横 浜 市 公 告 第 59 号 ） を 次 の よ う に 変 更 し た 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 長 林 文 子

| 名 称   | 指 定 管 理 者              |   | 指 定 の 期 間                                       |
|---|------------------------|---|---|
|   | 所 在 地                  | 名 称   |   |
| 横 浜 市 三 ツ 沢 公 園 青 少 年 野 外 活 動 セ ン タ ー 、 横 浜 市 こ ど も 自 然 公 園 青 少 年 野 外 活 動 セ ン タ ー 及 び 横 浜 市 く ろ が ね 青 少 年 野 外 活 動 セ ン タ ー | 中 区 尾 上 町 6 丁 目 81 番 地 | 公 益 財 団 法 人 横 浜 市 ス ポ ー ツ 協 会<br>代 表 理 事<br>山 口 宏 | 平 成 28 年 4 月 1 日<br>か ら 令 和 4 年 3 月<br>31 日 ま で |

横浜市公告第 595 号

横浜こども科学館の指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、横浜こども科学館の指定管理者の指定（平成28年2月横浜市公告第78号）を次のように変更した。

令和2年10月23日

横浜市長 林 文 子

| 指定管理者             |   | 指定の期間                      |
|-------------------|---|----------------------------|
| 所在地               | 名称  |                            |
| 東京都中央区日本橋3丁目10番5号 | コングレ・N T T<br>ファシリティーズ<br>共同事業体<br>代表者<br>株式会社 コングレ<br>代表取締役社長<br>武 内 紀 子 | 平成28年4月1日から<br>令和4年3月31日まで |

## 横 浜 市 公 告 第 596 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定  
土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基  
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当  
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な  
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
青 葉 区 鴨 志 田 町 字 明 下 入 1,080 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
鉛 及 び そ の 化 合 物 、 ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物



横 浜 市 公 告 第 597 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の  
一 部 の 解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基  
づ き、土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 平 成  
25 年 8 月 横 浜 市 公 告 第 653 号 及 び 平 成 27 年 7 月 横 浜 市 公 告 第 503 号  
） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を 解 除 す る 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地  
神 奈 川 区 守 屋 町 3 丁 目 13 番 の 15 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
四 塩 化 炭 素、ジ ク ロ ロ メ タ ン、ベ ン ゼ ン、カ ド ミ ウ ム 及 び そ の  
化 合 物、六 価 ク ロ ム 化 合 物、シ ア ン 化 合 物、水 銀 及 び そ の 化 合 物  
、セ レ ン 及 び そ の 化 合 物、鉛 及 び そ の 化 合 物、砒 素 及 び そ の 化 合  
物、ほ う 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類  
カ ド ミ ウ ム 及 び そ の 化 合 物、六 価 ク ロ ム 化 合 物、シ ア ン 化 合 物  
、水 銀 及 び そ の 化 合 物、セ レ ン 及 び そ の 化 合 物、鉛 及 び そ の 化 合  
物、砒 素 及 び そ の 化 合 物、ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物、ほ う 素 及 び そ  
の 化 合 物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置  
土 壌 汚 染 状 況 調 査 の 対 象 地 の 土 壌 汚 染 の お そ れ の 把 握 等 を 省 略  
し て 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 に 指 定 さ れ た 土 地 に つ い て、当 該 省 略  
し た 調 査 の 過 程 を 改 め て 実 施 し た 結 果、土 壌 溶 出 量 基 準 又 は 土 壌  
含 有 量 基 準 に 適 合 す る こ と を 確 認 し た た め 。

横浜市公告第 598 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年10月23日

横浜市長 林 文 子

| 変更年月日         | 指定番号  | 名称         | 代表者氏名       | 営業所所在地           |
|---------------|-------|------------|-------------|------------------|
| 令和2年<br>6月2日  | 00276 | 有限会社齊藤水道工業 | (新) 齋 藤 晃 央 | 青葉区新石川一丁目34番地の6  |
|               |       |            | (旧) 齋 藤 博   |                  |
| 令和2年<br>6月30日 | 00678 | 株式会社日清     | (新) 柿 沼 正 人 | 神奈川県新子安一丁目30番16号 |
|               |       |            | (旧) 柏 浦 善 康 |                  |
| 令和2年<br>8月25日 | 30313 | 進和工業株式会社   | (新) 伊 澤 直 通 | 相模原市中央区共和3丁目4番5号 |
|               |       |            | (旧) 伊 澤 三 男 |                  |

横 浜 市 公 告 第 599 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 取 消 し

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 ( 平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号 ) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 を 取 り 消 し た 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 長 林 文 子

| 指 定 番 号 | 名 称     | 営 業 所 所 在 地                    | 取 消 年 月 日        |
|---------|---------|--------------------------------|------------------|
| 11292   | 石 橋 設 備 | 大 和 市 上 和 田 1,720<br>番 地 の 226 | 令 和 2 年 9 月 18 日 |

## 横 浜 市 公 告 第 600 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 区 域 区 分 等 の 市 素 案 に 係 る 公 聴 会  
の 中 止

令 和 2 年 11 月 2 日 に 横 浜 市 ホ ー ム ペ ー ジ で の 書 面 に よ る 意 見 の 公 開 で 開 催 ( 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 拡 大 防 止 の た め の 措 置 ) を 予 定 し て い た 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 区 域 区 分 等 の 市 素 案 に 係 る 公 聴 会 に つ い て 、 公 述 の 申 出 が な か っ た た め 、 横 浜 市 都 市 計 画 公 聴 会 規 則 ( 平 成 15 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 36 号 ) 第 9 条 の 規 定 に 基 づ き 、 公 聴 会 の 開 催 を 中 止 す る 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 長 林 文 子

## 横 浜 市 公 告 第 601 号

建 築 協 定 認 可 に 係 る 建 築 協 定 書 の 縦 覧 及 び 公 開 に よ る 意  
見 の 聴 取 の 開 催

建 築 基 準 法 ( 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ) 第 70 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ  
き、常盤台 166 番地建築協定の認可申請があったので、次のとおり  
、同法第71条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法  
第72条第1項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

こ の 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 に 出 席 し て 意 見 を 述 べ たい 者 は、縦覧  
期 間 満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に 申 し 出 な  
け れ ば な ら ない。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 縦 覧 期 間  
令 和 2 年 10 月 23 日 から 令 和 2 年 11 月 20 日 まで
- 2 縦 覧 場 所  
中 区 本 町 6 丁 目 50 番 地 の 10  
横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課
- 3 縦 覧 時 間  
午 前 9 時 から 午 後 5 時 まで
- 4 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 期 日  
令 和 2 年 11 月 30 日 午 後 4 時
- 5 公 開 に よ る 意 見 の 聴 取 の 場 所  
保 土 ヶ 谷 区 常 盤 台 21 番 地 の 21  
常 盤 台 東 部 自 治 会 館

## 横 浜 市 公 告 第 602 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 元 年 11 月 8 日 第 31 開 903 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
神 奈 川 区 西 神 奈 川 二 丁 目 9 番 地 の 12  
ツクミエステート株式会社  
代 表 取 締 役 嘉 村 隆 宏
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
磯 子 区 洋 光 台 六 丁 目 25 番 の 7 、 25 番 の 43 、 25 番 の 44 の 一 部 、 58  
番 の 一 部 及 び 60 番 の 一 部

## 横 浜 市 公 告 第 603 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 4 月 6 日 第 31 開 109 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
鶴 見 区 上 末 吉 五 丁 目 13 番 5 号  
株 式 会 社 広 栄 商 事  
代 表 取 締 役 浅 川 満 裕
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
鶴 見 区 駒 岡 三 丁 目 1,104 番 の 5 、 1,104 番 の 7 、 1,104 番 の 9  
、 1,106 番 の 1 、 1,106 番 の 3 から 1,106 番 の 8 ま で 及 び 1,110  
番 の 1

## 横 浜 市 公 告 第 604 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了

都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 7 月 1 日 第 2020 開 1106 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
港 北 区 樽 町 一 丁 目 14 番 15 号  
有 限 会 社 菊 水  
代 表 取 締 役 木 村 長 俊
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
港 北 区 樽 町 二 丁 目 525 番 の イ 、 525 番 の ロ 、 526 番 の 一 部 、 52  
7 番 の 1 、 527 番 の 6 か ら 527 番 の 8 ま で 、 529 番 の 2 、 529 番  
の 3 、 531 番 の 2 、 532 番 の 2 、 533 番 の 4 、 533 番 の 5 、 534  
番 、 535 番 の 1 、 536 番 の 1 及 び 542 番 の 3



## 横 浜 市 公 告 第 605 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 7 月 3 日 第 2020 開 1604 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
泉 区 和 泉 中 央 南 五 丁 目 3 番 2 号  
株 式 会 社 弥 生 ハ ウ ス  
代 表 取 締 役 宮 本 英 樹
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
泉 区 和 泉 中 央 南 二 丁 目 3,924 番 の 2 、 3,924 番 の 22 及 び 3,924  
番 の 23

## 横 浜 市 公 告 第 606 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了  
都 市 計 画 法 ( 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次  
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。  
令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号  
令 和 2 年 7 月 20 日 第 2020 開 1204 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名  
東 京 都 西 東 京 市 芝 久 保 町 4 丁 目 26 番 3 号  
株 式 会 社 東 栄 住 宅  
代 表 取 締 役 佐 藤 千 尋
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称  
緑 区 青 砥 町 589 番 の 3 及 び 589 番 の 7 か ら 589 番 の 17 ま で

## 横 浜 市 公 告 第 607 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2020 ・ 5 ・ 5 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 2 年 10 月 14 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
17.19 m
- 5 指 定 の 場 所  
南 区 中 里 二 丁 目 239 番 の 37 、 239 番 の 38 及 び 240 番 の 19
- 6 申 請 者 の 氏 名  
協 同 組 合 神 奈 川 県 不 動 産 相 談 セ ン タ ー  
代 表 理 事 菊 池 輝

## 横 浜 市 公 告 第 608 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2020 ・ 8 ・ 3 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 2 年 10 月 12 日
- 3 道 路 の 幅 員  
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
31.89 m
- 5 指 定 の 場 所  
旭 区 今 川 町 87 番 の 1 及 び 133 番 の 72 の 一 部
- 6 申 請 者 の 氏 名  
テ ィ ・ ワ ー ク ス 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 二 村 淳 一

## 横 浜 市 公 告 第 609 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 番 号  
第 2020 ・ 9 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日  
令 和 2 年 10 月 12 日
- 3 道 路 の 幅 員  
5.50 m
- 4 道 路 の 延 長  
25.00 m
- 5 指 定 の 場 所  
磯 子 区 滝 頭 一 丁 目 703 番 の 1
- 6 申 請 者 の 氏 名  
M R C 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 古 河 美 恵 子

## 横 浜 市 公 告 第 610 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃止する道路の指定番号  
第 61・13・33 号
- 2 廃止年月日  
令和 2 年 10 月 12 日
- 3 廃止する道路の幅員  
6.00 m
- 4 廃止する道路の延長  
29.61 m
- 5 廃止の場所  
栄区鍛冶ヶ谷一丁目 941 番の 3

## 横 浜 市 公 告 第 611 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 42 ・ 84 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 10 月 8 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
5.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
25.80 m
- 5 廃 止 の 場 所  
南 区 大 岡 三 丁 目 1,745 番 の 40 地 先 から 1,745 番 の 54 地 先 まで

## 横 浜 市 公 告 第 612 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 長 林 文 子

1 廃 止 年 月 日

令 和 2 年 10 月 2 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

11.06 m

4 廃 止 の 場 所

保 土 ヶ 谷 区 帷 子 町 2 丁 目 94 番 の 4 、 94 番 の 5 、 94 番 の 6 及 び 97  
番 の 2 の 各 一 部

5 申 請 者 の 氏 名

三 宅 武



## 横 浜 市 公 告 第 613 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ  
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 10 月 12 日
- 2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
10.88 m
- 4 廃 止 の 場 所  
磯 子 区 岡 村 三 丁 目 170 番 の 1 の 一 部
- 5 申 請 者 の 氏 名  
田 辺 喜 代

## 横 浜 市 公 告 第 614 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定  
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一  
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号  
第 33 ・ 83 号
- 2 廃 止 年 月 日  
令 和 2 年 10 月 6 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員  
4.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長  
10.00 m
- 5 廃 止 の 場 所  
戸 塚 区 汲 沢 三 丁 目 944 番 の 4 及 び 944 番 の 5 の 各 一 部

横浜市公告第 615 号

横浜市港湾施設の指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、横浜市港湾施設の指定管理者の指定（平成28年1月横浜市公告第26号及び第27号）を次のように変更した。

令和2年10月23日

横浜市長 林 文 子

| 区 分                 | 指 定 管 理 者               |   | 指 定 の 期 間                          |
|---------------------|-------------------------|---|------------------------------------|
|                     | 所 在 地                   | 名 称   |                                    |
| 物流等関連施設             | 中区山下町<br>2番地            | 横浜港埠頭株式会社<br>代表取締役社長<br>伊 東 慎 介   | 平成28年4月<br>1日から令和<br>4年3月31日<br>まで |
| 大さん橋                | 中区海岸通<br>1丁目1番<br>地     | 横浜港振興協会・神<br>奈川新聞社・ハリマ<br>ビシステム共同事業<br>体<br>代 表 者<br>一 般 社 団 法 人 横 浜 港<br>振 興 協 会<br>会 長<br>藤 木 幸 夫                   | 同                                  |
| 臨港パーク<br>関連施設       | 西区みなと<br>みらい一丁<br>目1番1号 | 株式会社横浜国際平<br>和会議場<br>代 表 取 締 役 社 長<br>渡 辺 巧 教   | 同                                  |
| 港湾厚生関<br>連施設        | 中区山下町<br>277番地の<br>1    | 一般社団法人横浜港<br>湾福利厚生協会<br>会 長<br>藤 木 幸 夫  | 同                                  |
| 日本丸メモ<br>リアルパー<br>ク | 西区みなと<br>みらい二丁<br>目1番1号 | 帆船日本丸記念財団<br>・JTBコミュニケ<br>ー シ ョ ン デ ザ イ ン 共<br>同 事 業 体<br>代 表 者<br>公 益 財 団 法 人 帆 船 日<br>本 丸 記 念 財 団<br>会 長<br>金 近 忠 彦 | 同                                  |
| 横浜港シン<br>ボルタワー      | 東京都中央<br>区日本橋本          | 商船三井興産株式会<br>社  | 同                                  |

|                  |  |  |   |
|------------------|--|--|---|
|                  | 町 3 丁 目 3<br>番 6 号                       | 代 表 取 締 役 社 長 執 行<br>役 員<br>峰 松 英 俊                    |   |
| 八 景 島            | 金 沢 区 八 景<br>島                           | 株 式 会 社 横 浜 八 景 島<br>代 表 取 締 役 社 長<br>竹 口 豊            | 同 |
| 海 づ り 関 連<br>施 設 | 大 阪 市 中 央<br>区 南 船 場 2<br>丁 目 3 番 2<br>号 | イ オ ン デ ィ ラ イ ト 株<br>式 会 社<br>代 表 取 締 役 社 長<br>濱 田 和 成 | 同 |

( 備 考 )

この表における「区分」とは、横浜市港湾施設条例（平成30年10月15日条例第52号）別表第3に規定する一の指定管理者に管理に関する業務を行わせる港湾施設の区分をいう。

区告示

神奈川区告示第8号（令和2年10月9日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、菅田東町自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年10月9日

横浜市神奈川区長 高田

靖

| 変更した事項         | 変更前                          | 変更後                           |
|----------------|------------------------------|-------------------------------|
| 代表者の氏名<br>及び住所 | 大根田 茂<br>神奈川区菅田町 2,64<br>2番地 | 鈴木 正 泰<br>神奈川区菅田町 1,60<br>3番地 |

保土ヶ谷区告示第6号（令和2年10月14日掲示済）

地縁による団体の認可

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体として、次のとおり認可した。

令和2年10月14日

横浜市保土ヶ谷区長 出口 洋 一

1 名称

法泉境木自治会

2 規約に定める目的

会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資すること。

3 区域

保土ヶ谷区境木町4番地の2から15番地の57まで、25番地の2から92番地の2まで及び159番地の1から172番地の4まで並びに今井町17番地の3並びに法泉一丁目2番12号から3番4号まで、5番17号から19番10号まで及び21番3号から24番20号まで並びに法泉三丁目1番1号から3番2号まで、6番10号から21番8号まで及び23番1号から27番34号までの区域

4 主たる事務所の所在地

保土ヶ谷区法泉三丁目1番12号

5 代表者の氏名及び住所

佐久間 信義

保土ヶ谷区境木町88番地の75

6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 認可年月日

令和2年10月14日

保 土 ヶ 谷 区 告 示 第 7 号 ( 令 和 2 年 10 月 14 日 掲 示 済 )

地 縁 に よ る 団 体 の 認 可

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 260 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す  
る 地 縁 に よ る 団 体 と し て 、 次 の と お り 認 可 し た 。

令 和 2 年 10 月 14 日

横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 長 出 口 洋 一

- 1 名 称  
法 泉 自 治 会
- 2 規 約 に 定 め る 目 的  
会 員 相 互 の 親 睦 と 福 祉 の 増 進 を 図 り 、 地 域 的 な 共 同 活 動 を 行 う  
こ と に よ り 、 良 好 な 地 域 社 会 の 維 持 及 び 形 成 に 資 す る こ と 。
- 3 区 域  
保 土 ヶ 谷 区 法 泉 一 丁 目 10 番 13 号 か ら 20 番 5 号 ま で 並 び に 法 泉 二  
丁 目 1 番 1 号 か ら 28 番 12 号 ま で 並 び に 法 泉 三 丁 目 3 番 1 号 か ら 6  
番 78 号 ま で 、 25 番 10 号 か ら 26 番 16 号 及 び 27 番 1 号 か ら 3 号 ま で の  
区 域
- 4 主 たる 事 務 所 の 所 在 地  
保 土 ヶ 谷 区 法 泉 二 丁 目 19 番 6 号
- 5 代 表 者 の 氏 名 及 び 住 所  
長 山 昌 利  
保 土 ヶ 谷 区 法 泉 一 丁 目 18 番 21 号
- 6 裁 判 所 に よ る 代 表 者 の 職 務 執 行 停 止 の 有 無 並 び に 職 務 代 行 者 の  
選 任 の 有 無  
無
- 7 代 理 人 の 有 無  
無
- 8 認 可 年 月 日  
令 和 2 年 10 月 14 日

---

## 区公告

---

鶴見区公告第139号（令和2年10月7日掲示済）

漂流物（沈没品）の引渡し

水難救護法（明治32年法律第95号）第24条第1項の規定に基づき次のおり漂流物（沈没品）の引渡しを受けたので、所有者に引き渡す。

令和2年10月7日

横浜市鶴見区長 森 健 二

- 1 拾得物件  
オイルフェンス
- 2 拾得場所  
鶴見区地先 鶴見航路
- 3 拾得年月日  
令和元年10月13日



保土ヶ谷区公告第132号（令和2年10月8日掲示済）

横浜市今井地区センター等の指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、横浜市今井地区センター等の指定管理者の指定（平成27年1月横浜市公告第201号）を次のように変更した。

令和2年10月8日

横浜市保土ヶ谷区長 出口 洋 一

| 名 称                 | 指 定 管 理 者         |                                     | 指 定 の 期 間              |
|---------------------|-------------------|-------------------------------------|------------------------|
|                     | 所 在 地             | 名 称                                 |                        |
| 横浜市今井地区センター         | 東京都目黒区東山1丁目5番4号   | アクティオ株式会社<br>代表取締役社長<br>淡野文孝        | 平成28年4月1日から令和4年3月31日まで |
| 横浜市初音が丘地区センター       | 保土ヶ谷区峰岡町1丁目20番地の4 | 一般社団法人保土ヶ谷区区民利用施設協会<br>会長<br>畑 尻 明  | 同                      |
| 横浜市ほどがや地区センター       | 同                 | 同                                   | 同                      |
| 横浜市桜ヶ丘コミュニティハウス     | 同                 | 同                                   | 同                      |
| 横浜市瀬戸ヶ谷スポーツ会館       | 同                 | 同                                   | 同                      |
| 川島町公園（こどもログハウスに限る。） | 同                 | 同                                   | 同                      |
| 横浜市保土ヶ谷スポーツセンター     | 中区尾上町6丁目81番地      | 公益財団法人横浜市スポーツ協会<br>代表理事<br>山口 宏     | 同                      |
| 横浜市狩場緑風荘            | 神奈川区立町20番地の1      | 公益財団法人横浜市老人クラブ連合会<br>理事長<br>鳥 田 次 雄 | 同                      |

港南区公告第 106 号

横浜市港南台地域ケアプラザ等の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市港南台地域ケアプラザ等の指定管理者として、次の者を指定した。

令和2年10月23日

横浜市港南区長 今 富 雄 一 郎

| 名 称            | 指 定 管 理 者       |                               | 指 定 の 期 間             |
|----------------|-----------------|-------------------------------|-----------------------|
|                | 所 在 地           | 名 称                           |                       |
| 横浜市港南台地域ケアプラザ  | 東京都港区三田1丁目4番28号 | 社会福祉法人恩賜財団済生会支部長 正 木 義 博      | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 横浜市港南中央地域ケアプラザ | 西区桜木町6丁目31番地    | 社会福祉法人横浜協会 理事 長 坂 本 連         |                       |
| 横浜市下永谷地域ケアプラザ  | 港南区下永谷四丁目21番10号 | 社会福祉法人同塵会 理事 長 松 井 住 仁        |                       |
| 横浜市芹が谷地域ケアプラザ  | 泉区西が岡一丁目28番地の1  | 社会福祉法人親善福祉協会 理事 長 山 下 光       |                       |
| 横浜市野庭地域ケアプラザ   | 港南区野庭町2,187番地の1 | 社会福祉法人ひまわり福祉会 理事 長 津 久 井 通    |                       |
| 横浜市東永谷地域ケアプラザ  | 中区桜木町1丁目1番地     | 社会福祉法人横浜社会福祉協議会 会 長 荒 木 田 百 合 |                       |
| 横浜市日下地域ケアプラザ   | 旭区金が谷550番地      | 社会福祉法人ル・プリ 理事 長 宮 内 眞 治       |                       |

港南区公告第 107 号

横浜市港南区福祉保健活動拠点の指定管理者の指定  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に  
 基づき、横浜市港南区福祉保健活動拠点の指定管理者として、次の  
 者を指定した。

令和2年10月23日

横浜市港南区長 今 富 雄一郎

| 指 定 管 理 者            |  | 指 定 の 期 間                 |
|----------------------|--|---------------------------|
| 所 在 地                | 名 称  |                           |
| 港南区港南<br>4丁目2番<br>8号 | 社会福祉法人<br>横浜市港南区社会<br>福祉協議会<br>会長<br>木村 妙子 | 令和3年4月1日から<br>令和8年3月31日まで |

港南区公告第 117 号

横浜市港南区地区センターの指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、横浜市港南区地区センターの指定管理者の指定（平成28年1月港南区公告第2号）を次のように変更した。

令和2年10月23日

横浜市港南区長 今 富 雄 一 郎

| 名 称            | 指 定 管 理 者       |   | 指 定 の 期 間                      |
|----------------|-----------------|---|--------------------------------|
|                | 所 在 地           | 名 称   |                                |
| 横浜市港南区地区センター   | 港南区港南六丁目2番3号    | 一般社団法人<br>こうなん区民利用<br>施設協会<br>会長<br>高 森 政 雄 | 平成28年4月1日<br>から令和4年3月<br>31日まで |
| 横浜市港南台地区センター   | 中区伊勢佐木町1丁目4番地の1 | 株式会社有隣堂<br>代表取締役社長<br>松 信 健 太 郎             | 同                              |
| 横浜市永谷地区センター    | 同               | 同   | 同                              |
| 横浜市野庭地区センター    | 港南区港南六丁目2番3号    | 一般社団法人<br>こうなん区民利用<br>施設協会<br>会長<br>高 森 政 雄 | 同                              |
| 横浜市東永谷地区センター   | 同               | 同   | 同                              |
| 横浜市桜道コミュニティハウス | 同               | 同   | 同                              |
| 横浜市下野庭スポーツ会館   | 同               | 同   | 同                              |

港南区公告第 118 号

横浜市港南スポーツセンターの指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、横浜市港南スポーツセンターの指定管理者の指定（平成28年1月港南区公告第3号）を次のように変更した。

令和2年10月23日

横浜市港南区長 今 富 雄一郎

| 指定管理者                |                                      | 指定の期間                      |
|----------------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 所在地                  | 名称                                   |                            |
| 中区尾上町<br>6丁目81番<br>地 | 公益財団法人横浜<br>市スポーツ協会<br>代表理事<br>山 口 宏 | 平成28年4月1日から<br>令和4年3月31日まで |

港 南 区 公 告 第 119 号

老人福祉センター横浜市蓬萊荘の指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、老人福祉センター横浜市蓬萊荘の指定管理者の指定（平成28年1月港南区公告第5号）を次のように変更した。

令和2年10月23日

横浜市港南区長 今 富 雄 一 郎

| 指 定 管 理 者            |   | 指 定 の 期 間                  |
|----------------------|---|----------------------------|
| 所 在 地                | 名 称   |                            |
| 神奈川区立<br>町20番地の<br>1 | 公益財団法人横浜<br>市老人クラブ連合<br>会<br>理 事 長<br>鳥 田 次 雄 | 平成28年4月1日から<br>令和4年3月31日まで |

港 南 区 公 告 第 120 号

港南台北公園こどもログハウスの指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、港南台北公園こどもログハウスの指定管理者の指定（平成28年1月港南区公告第4号）を次のように変更した。

令和2年10月23日

横浜市港南区長 今 富 雄 一 郎

| 指定管理者         |   | 指定の期間                      |
|---------------|---|----------------------------|
| 所在地           | 名称  |                            |
| 港南区野庭町107番地の7 | 特定非営利活動法人<br>港南区レクリエーション協会<br>理事長<br>小林俊正 | 平成28年4月1日から<br>令和4年3月31日まで |

港南区公告第 121 号

横浜市港南区民文化センターの指定管理者の指定の変更  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に  
 基づき、横浜市港南区民文化センターの指定管理者の指定（平成28  
 年1月港南区公告第1号）を次のように変更した。

令和2年10月23日

横浜市港南区長 今 富 雄一郎

| 指定管理者       |   | 指定の期間                      |
|-------------|---|----------------------------|
| 所在地         | 名称  |                            |
| 西区高島一丁目2番8号 | 京急グループ共同<br>企業体<br>代表者<br>株式会社京急アド<br>エンタープライズ<br>代表取締役社長<br>上野賢了 | 平成28年4月1日から<br>令和4年3月31日まで |



金 沢 区 公 告 第 82 号

横 浜 市 金 沢 地 区 セ ン タ ー 等 の 指 定 管 理 者 の 指 定 の 変 更

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 244 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 金 沢 地 区 セ ン タ ー 等 の 指 定 管 理 者 の 指 定 ( 平 成 28 年 1 月 金 沢 区 公 告 第 7 号 ) を 次 の よ う に 変 更 し た 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

| 名 称                         | 指 定 管 理 者                     |   | 指 定 の 期 間                                 |
|-----------------------------|-------------------------------|---|---|
|                             | 所 在 地                         | 名 称   |   |
| 横 浜 市 金 沢 地 区 セ ン タ ー       | 金 沢 区 洲 崎 町 1 番 18 号          | 特 定 非 営 利 活 動 法 人 金 沢 区 民 協 働 支 援 協 会 理 事 長 横 井 正 巳 | 平 成 28 年 4 月 1 日 か ら 令 和 4 年 3 月 31 日 ま で |
| 横 浜 市 釜 利 谷 地 区 セ ン タ ー     | 同                             | 同   | 同   |
| 横 浜 市 富 岡 並 木 地 区 セ ン タ ー   | 中 区 伊 勢 佐 木 町 1 丁 目 4 番 地 の 1 | 株 式 会 社 有 隣 堂 代 表 取 締 役 社 長 松 信 健 太 郎               | 同   |
| 横 浜 市 六 浦 地 区 セ ン タ ー       | 同                             | 同   | 同   |
| 横 浜 市 能 見 台 地 区 セ ン タ ー     | 金 沢 区 洲 崎 町 1 番 18 号          | 特 定 非 営 利 活 動 法 人 金 沢 区 民 協 働 支 援 協 会 理 事 長 横 井 正 巳 | 同   |
| 横 浜 市 柳 町 コ ミ ュ ニ テ イ ハ ウ ス | 同                             | 同   | 同   |
| 横 浜 市 六 浦 ス ポ ー ツ 会 館       | 同                             | 同   | 同   |

金 沢 区 公 告 第 83 号

横 浜 市 金 沢 ス ポ ー ツ セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定 の 変 更

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 244 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 横 浜 市 金 沢 ス ポ ー ツ セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定 ( 平 成 28  
年 1 月 金 沢 区 公 告 第 9 号 ) を 次 の よ う に 変 更 し た 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 金 沢 区 長 永 井 京 子

| 指 定 管 理 者                    |  | 指 定 の 期 間                                    |
|------------------------------|--|--|
| 所 在 地                        | 名 称  |  |
| 中 区 尾 上 町<br>6 丁 目 81 番<br>地 | 公 益 財 団 法 人 横 浜<br>市 ス ポ ー ツ 協 会<br>代 表 理 事<br>山 口 宏 | 平 成 28 年 4 月 1 日 か ら<br>令 和 4 年 3 月 31 日 ま で |

金 沢 区 公 告 第 84 号

老人福祉センター横浜市晴嵐かなざわの指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、老人福祉センター横浜市晴嵐かなざわの指定管理者の指定（平成28年1月金沢区公告第10号）を次のように変更した。

令和2年10月23日

横浜市金沢区長 永 井 京 子

| 指定管理者               |                                      | 指定の期間                      |
|---------------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 所在地                 | 名称                                   |                            |
| 中区桜木町<br>1丁目1番<br>地 | 社会福祉法人横浜<br>市社会福祉協議会<br>会長<br>荒木田 百合 | 平成28年4月1日から<br>令和4年3月31日まで |

金 沢 区 公 告 第 85 号

富岡八幡公園こどもログハウスの指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、富岡八幡公園こどもログハウスの指定管理者の指定（平成28年1月金沢区公告第11号）を次のように変更した。

令和2年10月23日

横浜市金沢区長 永 井 京 子

| 指 定 管 理 者                    |   | 指 定 の 期 間                                  |
|------------------------------|---|--|
| 所 在 地                        | 名 称   |  |
| 中 区 若 葉 町<br>2 丁 目 33 番<br>地 | 特 定 非 営 利 活 動 法<br>人 W o o d c r a<br>f t<br>理 事 長<br>野 本 千 恵 子 | 平 成 28 年 4 月 1 日 から<br>令 和 4 年 3 月 31 日 まで |

泉 区 公 告 第 95 号

横 浜 市 泉 ス ポ ー ツ セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定 の 変 更

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 244 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に  
基 づ き 、 横 浜 市 泉 ス ポ ー ツ セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定 ( 平 成 27 年  
12 月 泉 区 公 告 第 136 号 ) を 次 の よ う に 変 更 し た 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 泉 区 長 深 川 敦 子

| 指 定 管 理 者                    |  | 指 定 の 期 間                                    |
|------------------------------|--|--|
| 所 在 地                        | 名 称  |  |
| 中 区 尾 上 町<br>6 丁 目 81 番<br>地 | 公 益 財 団 法 人 横 浜<br>市 ス ポ ー ツ 協 会<br>代 表 理 事<br>山 口 宏 | 平 成 28 年 4 月 1 日 か ら<br>令 和 4 年 3 月 31 日 ま で |

泉区公告第97号

横浜市泉区民文化センターの指定管理者の指定の変更  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に  
 基づき、横浜市泉区民文化センターの指定管理者の指定（平成27年  
 12月泉区公告第135号）を次のように変更した。

令和2年10月23日

横浜市泉区長 深川 敦子

| 指定管理者       |  | 指定の期間                      |
|-------------|--|----------------------------|
| 所在地         | 名称   |                            |
| 西区岡野二丁目6番6号 | 神奈川共立・相鉄<br>企業共同事業体<br>代表者<br>株式会社神奈川共<br>立<br>代表取締役<br>森山英明 | 平成28年4月1日から<br>令和4年3月31日まで |

泉 区 公 告 第 98 号

老人福祉センター横浜市泉寿荘の指定管理者の指定の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、老人福祉センター横浜市泉寿荘の指定管理者の指定（平成27年12月泉区公告第134号）を次のように変更した。

令和2年10月23日

横浜市泉区長 深 川 敦 子

| 指 定 管 理 者     |   | 指 定 の 期 間                  |
|---------------|---|----------------------------|
| 所 在 地         | 名 称   |                            |
| 泉区新橋町<br>82番地 | 特定非営利活動法<br>人中川コミュニテ<br>ィグループ<br>理事長<br>大 貫 芳 夫 | 平成28年4月1日から<br>令和4年3月31日まで |

泉 区 公 告 第 99 号

横 浜 市 い ず み 台 公 園 こ ど も ロ グ ハ ウ ス の 指 定 管 理 者 の 指 定 の 変 更

地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 244 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 い ず み 台 公 園 こ ど も ロ グ ハ ウ ス の 指 定 管 理 者 の 指 定 ( 平 成 27 年 12 月 泉 区 公 告 第 133 号 ) を 次 の よ う に 変 更 し た 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 泉 区 長 深 川 敦 子

| 指 定 管 理 者                 |   | 指 定 の 期 間                                    |
|---------------------------|---|--|
| 所 在 地                     | 名 称   |  |
| 泉 区 上 飯 田 町 4,699 番 地 の 9 | 特 定 非 営 利 活 動 法 人 よ つ 葉 の 会<br>理 事 長<br>馬 場 勝 己 | 平 成 28 年 4 月 1 日 か ら<br>令 和 4 年 3 月 31 日 ま で |



---

## 消 防 局

---

消 防 局 公 告 第 11 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 及 び  
第 3 号 の 規 定 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 2 年 10 月 8 日 懲 戒 処 分 に 付 し た  
。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 消 防 局 長 松 原 正 之

| 所 属       | 職 名     | 氏 名     | 処 分 の 内 容  |
|-----------|---------|---------|------------|
| 鶴 見 消 防 署 | 消 防 吏 員 | 町 田 恵 佑 | 停 職 6 箇 月  |
| 港 南 消 防 署 | 消 防 吏 員 | 江 守 大 輔 | 停 職 12 箇 月 |

消 防 局 公 告 第 12 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 各 号 に よ り  
、 次 の 者 を 令 和 2 年 10 月 8 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 2 年 10 月 23 日

横 浜 市 消 防 局 長 松 原 正 之

| 所 属       | 職 名     | 氏 名     | 処 分 の 内 容 |
|-----------|---------|---------|-----------|
| 青 葉 消 防 署 | 消 防 吏 員 | 鈴 木 俊 彦 | 停 職 1 箇 月 |

交通局

交通局告示第13号

横浜市乗合自動車の運転系統の一部改正

横浜市乗合自動車の運転系統（平成24年3月交通局告示第8号）の一部を次のように改正し、令和2年11月4日から実施する。

令和2年10月23日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

1 普通系統の表58の項中

「

|    |   |            |                               |                      |  |
|----|---|------------|-------------------------------|----------------------|--|
| 58 | ア | 横浜駅前～磯子車庫前 | 桜木町駅前、山下町、小港橋、根岸駅前、浜          | 往 13.510<br>復 14.160 |  |
|    | イ | 横浜駅前～磯子車庫前 | 桜木町駅前、山下町、みなと赤十字病院、小港橋、根岸駅前、浜 | 往 14.620<br>復 14.600 |  |

」

を

「

|    |   |            |                               |                      |  |
|----|---|------------|-------------------------------|----------------------|--|
| 58 | ア | 横浜駅前～磯子車庫前 | 桜木町駅前、山下町、小港橋、根岸駅前、浜          | 往 14.180<br>復 14.160 |  |
|    | イ | 横浜駅前～磯子車庫前 | 桜木町駅前、山下町、みなと赤十字病院、小港橋、根岸駅前、浜 | 往 14.620<br>復 14.600 |  |

」

に改め、同表99の項及びふれあいバス・中区・磯子区の項を削り、同表ピアラインの項中

「

|    |   |          |       |       |      |
|----|---|----------|-------|-------|------|
| ピア | ア | 桜木町駅前～ハン | 国際橋・カ | 2.290 | 往路のみ |
|----|---|----------|-------|-------|------|

|     |   |                   |   |                    |      |
|-----|---|-------------------|---|--------------------|------|
| ライン |   | マーヘッド             | uppヌード<br>ルミュージ<br>アム前  |                    |      |
|     | イ | 桜木町駅前～ハン<br>マーヘッド | 万国橋・ワ<br>ールドポー<br>ターズ前  | 往 1.790<br>復 1.550 |      |
|     | ウ | 桜木町駅前～桜木<br>町駅前   | 国際橋・カ<br>uppヌード<br>ルミュージ<br>アム前、ハ<br>ンマーヘッ<br>ド、大さん<br>橋客船ター<br>ミナル | 6.110              | 一方循環 |

」

を  
「

|           |   |                             |   |                    |      |
|-----------|---|-----------------------------|---|--------------------|------|
| ピア<br>ライン | ア | 桜木町駅前～ハン<br>マーヘッド           | 国際橋・カ<br>uppヌード<br>ルミュージ<br>アム前                                     | 2.290              | 往路のみ |
|           | イ | 桜木町駅前～ハン<br>マーヘッド           | 万国橋・ワ<br>ールドポー<br>ターズ前  | 往 1.790<br>復 1.550 |      |
|           | ウ | 桜木町駅前～桜木<br>町駅前             | 国際橋・カ<br>uppヌード<br>ルミュージ<br>アム前、ハ<br>ンマーヘッ<br>ド、大さん<br>橋客船ター<br>ミナル | 6.110              | 一方循環 |
|           | エ | 桜木町駅前（市役<br>所口）～ハンマー<br>ヘッド | 国際橋・カ<br>uppヌード<br>ルミュージ<br>アム前                                     | 2.490              | 往路のみ |
|           | オ | 桜木町駅前（市役<br>所口）～ハンマー<br>ヘッド | 馬車道駅前<br>、万国橋・<br>ワールドポー<br>ターズ前                                    | 往 1.990<br>復 1.850 |      |

に改める。

」

交通局公告第6号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項各号により、次の者を令和2年10月7日懲戒処分に付した。

令和2年10月23日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

| 所属又は補職        | 職名   | 氏名   | 処分の内容 |
|---------------|------|------|-------|
| 高速鉄道本部新羽乗務管理所 | 運輸職員 | 服部孝二 | 停職12月 |

市会

令和2年第3回市会定例会会議事項（第1日）

- 1 開会日時 9月3日 午前10時02分
- 2 出席議員 86人
- 3 会議のてん末 次のとおり

会期の決定

9月3日から10月14日までの42日間と決定

- 市報第 11 号 市営住宅使用料支払請求即決和解事件に係る和解及び市営住宅使用料支払請求調停事件に係る調停についての専決処分報告
- 市報第 12 号 自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告
- 市報第 13 号 変更契約の締結についての専決処分報告
- 市報第 14 号 和解の専決処分報告
- 市報第 15 号 横浜市建築基準条例の一部改正についての専決処分報告

以上5件報告

- 諮問市第 1 号 下水道使用料徴収処分に係る審査請求に関する諮問
- 諮問市第 2 号 道路占用料徴収処分に係る審査請求に関する諮問
- 市第 27 号議案 横浜市市税条例等の一部改正
- 市第 28 号議案 横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部改正
- 市第 29 号議案 横浜市建築基準条例の一部改正
- 市第 30 号議案 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正
- 市第 31 号議案 六角橋第578号線等市道路線の認定及び廃止
- 市第 32 号議案 高規格救急車の取得
- 市第 34 号議案 福祉保健活動拠点の指定管理者の指定
- 市第 35 号議案 障害者研修保養センター横浜あゆみ荘の指定管理者の指定
- 市第 36 号議案 知的障害者生活介護型施設の指定管理者の指

|           |   |
|-----------|---|
|           | 定   |
| 市第 37 号議案 | 精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定                                |
| 市第 39 号議案 | 横浜みなとみらいホール改修工事（建築工事）請負契約の締結                          |
| 市第 40 号議案 | 新本牧ふ頭建設工事（その12・外周護岸B-1基礎及び本体工）請負契約の締結                 |
| 市第 41 号議案 | 新本牧ふ頭建設工事（その13・外周護岸B-1基礎及び本体工）請負契約の締結                 |
| 市第 42 号議案 | 新本牧ふ頭建設工事（その14・外周護岸B-1基礎及び本体工）請負契約の締結                 |
| 市第 43 号議案 | 新本牧ふ頭建設工事（その15・外周護岸B-2地盤改良工）請負契約の締結                   |
| 市第 44 号議案 | 新本牧ふ頭建設工事（その16・外周護岸B-2地盤改良工）請負契約の締結                   |
| 市第 45 号議案 | 新本牧ふ頭建設工事（その17・外周護岸A地盤改良工）請負契約の締結                     |
| 市第 46 号議案 | 消防本部整備工事（建築工事）請負契約の締結                                 |
| 市第 47 号議案 | 消防本部整備工事（電気設備工事）請負契約の締結                               |
| 市第 48 号議案 | 消防本部整備工事（空気調和設備工事）請負契約の締結                             |
| 市第 49 号議案 | 消防通信指令設備更新工事請負契約の締結                                   |
| 市第 50 号議案 | 横浜文化体育館再整備事業契約の変更                                     |
| 市第 51 号議案 | みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業に伴うみなとみらいコンベンション施設整備事業契約の変更 |
| 市第 52 号議案 | 令和2年度横浜市一般会計補正予算（第3号）                                 |
| 市第 53 号議案 | 令和2年度横浜市中心卸売市場費会計補正予算（第1号）                            |
| 市第 54 号議案 | 令和2年度横浜市中心と畜場費会計補正予算（第1号）                             |
| 交第 2 号議案  | 令和2年度横浜市高速鉄道事業会計補正予算（第1号）                             |
| 病第 2 号議案  | 令和2年度横浜市病院事業会計補正予算（第1号）                               |

以上 30 件 関係 常任 委員会 に 付 託



市第 33 号議案 地域ケアプラザの指定管理者の指定  
以上関係常任委員会に付託

市第 38 号議案 地区センター等の指定管理者の指定の変更  
以上関係常任委員会に付託

4 散会時刻 午後 3 時 54 分

## 令和2年第3回市会定例会会議事項（第2日）

- 1 開議日時 9月8日 午前10時00分
- 2 出席議員 86人
- 3 会議のてん末 次のとおり

## 一般質問

山本たかし君、森ひろたか君、中島光徳君、  
宇佐美さやか君、青木亮祐君、小松範昭君、大野トモイ君、  
豊田有希君

- 4 散会時刻 午後5時09分

令和2年第3回市会定例会会議事項（第3日）

- 1 開議日時 9月16日 午後2時00分
- 2 出席議員 86人
- 3 会議のてん末 次のとおり

諮問市第1号 下水道使用料徴収処分に係る審査請求に関する諮問

諮問市第2号 道路占用料徴収処分に係る審査請求に関する諮問

以上2件（付託分）委員会報告どおり異議のない旨答申

- 市第50号議案 横浜文化体育館再整備事業契約の変更
- 市第51号議案 みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業に伴うみなとみらいコンベンション施設整備事業契約の変更
- 市第29号議案 横浜市建築基準条例の一部改正
- 市第40号議案 新本牧ふ頭建設工事（その12・外周護岸B-1基礎及び本体工）請負契約の締結
- 市第41号議案 新本牧ふ頭建設工事（その13・外周護岸B-1基礎及び本体工）請負契約の締結
- 市第42号議案 新本牧ふ頭建設工事（その14・外周護岸B-1基礎及び本体工）請負契約の締結
- 市第43号議案 新本牧ふ頭建設工事（その15・外周護岸B-2地盤改良工）請負契約の締結
- 市第44号議案 新本牧ふ頭建設工事（その16・外周護岸B-2地盤改良工）請負契約の締結
- 市第45号議案 新本牧ふ頭建設工事（その17・外周護岸A地盤改良工）請負契約の締結
- 市第34号議案 福祉保健活動拠点の指定管理者の指定
- 市第35号議案 障害者研修保養センター横浜あゆみ荘の指定管理者の指定
- 市第36号議案 知的障害者生活介護型施設の指定管理者の指定
- 市第37号議案 精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定
- 市第27号議案 横浜市市税条例等の一部改正
- 市第28号議案 横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部改正

|           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 市第 30 号議案 | 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正 |
| 市第 31 号議案 | 六角橋第 578 号線等市道路線の認定及び廃止           |
| 市第 32 号議案 | 高規格救急車の取得                         |
| 市第 39 号議案 | 横浜みなとみらいホール改修工事（建築工事）請負契約の締結      |
| 市第 46 号議案 | 消防本部整備工事（建築工事）請負契約の締結             |
| 市第 47 号議案 | 消防本部整備工事（電気設備工事）請負契約の締結           |
| 市第 48 号議案 | 消防本部整備工事（空気調和設備工事）請負契約の締結         |
| 市第 49 号議案 | 消防通信指令設備更新工事請負契約の締結               |
| 市第 52 号議案 | 令和 2 年度横浜市一般会計補正予算（第 3 号）         |
| 市第 53 号議案 | 令和 2 年度横浜市中央卸売市場費会計補正予算（第 1 号）    |
| 市第 54 号議案 | 令和 2 年度横浜市中央と畜場費会計補正予算（第 1 号）     |
| 交第 2 号議案  | 令和 2 年度横浜市高速鉄道事業会計補正予算（第 1 号）     |
| 病第 2 号議案  | 令和 2 年度横浜市病院事業会計補正予算（第 1 号）       |

以上 28 件（付託分）委員会報告どおり原案可決

|          |   |
|----------|---|
| 請願第 39 号 | カジノ I R 誘致計画の撤回及びカジノに依存しない新たな事業計画の策定について      |
| 請願第 40 号 | 上郷開発事業に関わる安全問題の検証について                         |
| 請願第 42 号 | 小児医療費助成の拡充について                                |
| 請願第 37 号 | 各区への P C R 検査場の設置及び全市民を対象とした P C R 検査の実施等について |
| 請願第 38 号 | 新型コロナウイルス感染症に対する経済対策の実施について                   |
| 請願第 41 号 | 敬老特別乗車証制度の見直しの凍結について                          |
| 請願第 35 号 | ドライブスルー方式の P C R 検査における徒歩で来た患者への検査について        |
| 請願第 36 号 | 公務の新市庁舎への集約について                               |
| 請願第 34 号 | 旧市庁舎の臨時の新型コロナウイルス感染者収容場所としての確保について            |

以上9件（付託分）委員会報告どおり不採択

請願第43号 学童保育における安全・安心な居場所の充実について

請願第44号 建設技能者の育成強化のための施策等について

以上2件（付託分）委員会報告どおり採択

市第33号議案 地域ケアプラザの指定管理者の指定

以上（付託分）委員会報告どおり原案可決

市第38号議案 地区センター等の指定管理者の指定の変更

以上（付託分）委員会報告どおり原案可決

議第6号議案 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出

議第7号議案 建設技能者の育成と建設産業強化を求める意見書の提出

以上2件委員会付託を省略、即決にて原案可決

決算市第1号 令和元年度横浜市一般会計歳入歳出決算

決算市第2号 令和元年度横浜市国民健康保険事業費会計歳入歳出決算

決算市第3号 令和元年度横浜市介護保険事業費会計歳入歳出決算

決算市第4号 令和元年度横浜市後期高齢者医療事業費会計歳入歳出決算

決算市第5号 令和元年度横浜市港湾整備事業費会計歳入歳出決算

決算市第6号 令和元年度横浜市中央卸売市場費会計歳入歳出決算

決算市第7号 令和元年度横浜市中央と畜場費会計歳入歳出決算

決算市第8号 令和元年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計歳入歳出決算

決算市第9号 令和元年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計歳入歳出決算

決算市第10号 令和元年度横浜市公害被害者救済事業費会計歳入歳出決算

|                      |                                |
|----------------------|--------------------------------|
| 決算市第 11 号            | 令和元年度横浜市市街地開発事業費会計歳入歳出決算       |
| 決算市第 12 号            | 令和元年度横浜市自動車駐車場事業費会計歳入歳出決算      |
| 決算市第 13 号            | 令和元年度横浜市新墓園事業費会計歳入歳出決算         |
| 決算市第 14 号            | 令和元年度横浜市風力発電事業費会計歳入歳出決算        |
| 決算市第 15 号            | 令和元年度横浜市みどり保全創造事業費会計歳入歳出決算     |
| 決算市第 16 号            | 令和元年度横浜市公共事業用地費会計歳入歳出決算        |
| 決算市第 17 号            | 令和元年度横浜市市債金会計歳入歳出決算            |
| 決算市第 18 号            | 令和元年度横浜市下水道事業決算報告書その他財務諸表      |
| 決算市第 19 号            | 令和元年度横浜市埋立事業決算報告書その他財務諸表       |
| 決算水第 1 号             | 令和元年度横浜市水道事業決算報告書その他財務諸表       |
| 決算水第 2 号             | 令和元年度横浜市工業用水道事業決算報告書その他財務諸表    |
| 決算交第 1 号             | 令和元年度横浜市自動車事業決算報告書その他財務諸表      |
| 決算交第 2 号             | 令和元年度横浜市高速鉄道事業決算報告書その他財務諸表     |
| 決算病第 1 号             | 令和元年度横浜市病院事業決算報告書その他財務諸表       |
| 市第 55 号議案            | 令和元年度横浜市下水道事業の利益の処分            |
| 水第 2 号議案             | 令和元年度横浜市水道事業の利益の処分             |
| 水第 3 号議案             | 令和元年度横浜市工業用水道事業の利益の処分          |
| 交第 3 号議案             | 令和元年度横浜市自動車事業の利益の処分            |
| 以上 28 件それぞれ          | 43 人から成る決算第一及び決算第二特別委員会を設置し、付託 |
| 市報第 16 号             | 令和元年度主要事業の予算執行実績報告             |
| 以上報告                 |                                |
| 決算第一及び決算第二特別委員会委員の選任 |                                |
| 以上議長指名により選任          | (氏名 別紙 1)                      |

決算第一及び決算第二特別委員会委員長並びに同副委員長各2人の選挙

以上議長指名により選挙

当選人次のとおり

決算第一特別委員会

委員長 大 桑 正 貴 君

副委員長 横 山 勇 太 朗 君

同 藤 崎 浩 太 郎 君

決算第二特別委員会

委員長 望 月 高 徳 君

副委員長 酒 井 誠 君

同 源 波 正 保 君

4 散会時刻 午後3時35分

別紙 1

決算第一・決算第二特別委員会委員

|    | 第一特別委員会委員  | 第二特別委員会委員   |   |   |
|----|--|---|---|---|
| 自民 | 青木亮祐<br>大桑正貴<br>草間剛<br>黒川勝茂<br>佐藤茂文<br>佐藤祐文<br>斉藤達也<br>渋谷健太郎<br>鈴木太郎 | 瀬之間康浩<br>田野井一雄<br>福地茂<br>山下正人<br>山田一誠<br>山本たかし<br>遊佐大輔<br>横山勇太郎<br>渡邊忠則 | 東みちよ<br>伊波俊之助<br>磯部圭太<br>梶村充<br>鴨志田啓介<br>川口広<br>小松範昭<br>輿石且子<br>酒井誠 | 清水富雄<br>関勝則<br>高橋のりみ<br>長谷川琢磨<br>伏見幸枝<br>藤代哲夫<br>古川直季<br>松本研人<br>横山正人 |
| 立国 | 有村俊彦<br>大山しょうじ<br>梶尾明<br>坂本勝司<br>田中ゆき                                | 中山大輔<br>藤崎浩太郎<br>麓理恵<br>森ひろたか<br>谷田部孝一                                  | 大岩真善和<br>大野トモイ<br>荻原隆宏<br>こがゆ康弘<br>今野典人                             | 長谷川えつこ<br>花上喜代志<br>ふじい芳明<br>望月高德<br>山浦英太                              |
| 公明 | 木内秀一<br>斉藤伸一<br>高橋正治<br>竹内康洋   | 竹野内猛<br>中島光徳<br>仁田昌寿<br>望月康弘  | 安西英俊<br>尾崎太<br>加藤広人<br>行田朝仁   | 久保和弘<br>源波正保<br>斎藤真二<br>福島直子  |
| 共産 | 大貫憲夫<br>北谷まり子<br>白井正子  | 古谷靖彦<br>みわ智恵美   | 荒木由美子<br>岩崎ひろし<br>宇佐美さやか  | 河治民夫  |
| ヨコ |  |   | 小幡正雄  |   |
| 立憲 |  |   | 太田正孝  |   |
| 井上 |  |   | 井上さくら   |   |
| 豊田 | 豊田有希   |   |   |   |
| 神ネ | 平田いくよ  |   |   |   |



令和2年第3回市会定例会会議事項（第4日）

- 1 開議日時 10月14日 午後2時00分
- 2 出席議員 86人
- 3 会議のてん末 次のとおり

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 決算市第1号  | 令和元年度横浜市一般会計歳入歳出決算         |
| 決算市第2号  | 令和元年度横浜市国民健康保険事業費会計歳入歳出決算  |
| 決算市第3号  | 令和元年度横浜市介護保険事業費会計歳入歳出決算    |
| 決算市第4号  | 令和元年度横浜市後期高齢者医療事業費会計歳入歳出決算 |
| 決算市第5号  | 令和元年度横浜市港湾整備事業費会計歳入歳出決算    |
| 決算市第11号 | 令和元年度横浜市市街地開発事業費会計歳入歳出決算   |
| 決算市第12号 | 令和元年度横浜市自動車駐車場事業費会計歳入歳出決算  |
| 決算市第15号 | 令和元年度横浜市みどり保全創造事業費会計歳入歳出決算 |
| 決算市第19号 | 令和元年度横浜市埋立事業決算報告書その他財務諸表   |
| 決算市第7号  | 令和元年度横浜市中心と畜場費会計歳入歳出決算     |
| 決算水第1号  | 令和元年度横浜市水道事業決算報告書その他財務諸表   |
| 決算交第1号  | 令和元年度横浜市自動車事業決算報告書その他財務諸表  |
| 決算交第2号  | 令和元年度横浜市高速鉄道事業決算報告書その他財務諸表 |
| 決算病第1号  | 令和元年度横浜市病院事業決算報告書その他財務諸表   |
| 決算市第6号  | 令和元年度横浜市中心卸売市場費会計歳入歳出決算    |
| 決算市第8号  | 令和元年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計歳入歳出決算 |
| 決算市第9号  | 令和元年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計歳入歳出決算 |

|           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| 決算市第 10 号 | 令和元年度横浜市公害被害者救済事業費会計歳入歳出決算  |
| 決算市第 13 号 | 令和元年度横浜市新墓園事業費会計歳入歳出決算      |
| 決算市第 14 号 | 令和元年度横浜市風力発電事業費会計歳入歳出決算     |
| 決算市第 16 号 | 令和元年度横浜市公共事業用地費会計歳入歳出決算     |
| 決算市第 17 号 | 令和元年度横浜市市債金会計歳入歳出決算         |
| 決算市第 18 号 | 令和元年度横浜市下水道事業決算報告書その他財務諸表   |
| 決算水第 2 号  | 令和元年度横浜市工業用水道事業決算報告書その他財務諸表 |

以上令和元年度横浜市各会計決算24件（付託分）委員会報告どおり認定

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 市第 55 号議案 | 令和元年度横浜市下水道事業の利益の処分   |
| 水第 2 号議案  | 令和元年度横浜市水道事業の利益の処分    |
| 水第 3 号議案  | 令和元年度横浜市工業用水道事業の利益の処分 |
| 交第 3 号議案  | 令和元年度横浜市自動車事業の利益の処分   |

以上4件（付託分）委員会報告どおり原案可決

閉会中継続審査

委員会所管事務22件は、いずれも閉会中継続審査とした。

4 閉会時刻 午後2時43分